

第 12 章 廃 棄 物

1 . 概 要

昭和 29 年、成田市が誕生した年に清掃法が制定されました。昭和 31 年には「成田市清掃条例」が施行され、平成 2 年の改正により事業者及び非事業者の責務を明確化しました。その後、平成 5 年の全面改正により「成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が施行され、廃棄物の減量化及び再資源化を推進しています。

ごみの排出量増加に対応して、平成 2 年度から、いずみ清掃工場（可燃物の焼却）では 24 時間運転を行っています。また資源の有効活用の拠点として、平成 10 年 4 月から成田市リサイクルプラザが稼動するとともに、平成 11 年度からは「ビニール・プラスチック類」の固形燃料化、平成 14 年度からは焼却灰のエコセメント化、平成 20 年度からは廃食油の回収を実施し、ごみの再資源化と減量化に努めています。

収集体系は、市内全地区を 8 業者に委託、ステーション方式（一部戸別収集）とし、次のように収集・運搬・処理しています。

なお下総・大栄地区のごみについては、合併する前と同様に、伊地山クリーンセンターにて処理をしています。

【下総・大栄を除く地区（以下、本章において「成田地区」という。）】

<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ（週 2 回） ・可燃性粗大ごみ（申し込み制） 	→	<p style="text-align: center;">いずみ清掃工場</p> <p>24 時間体制で焼却処理</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ビン、カン、ガラス（月 2 回） ・金物、陶磁器類（月 2 回） ・有害ごみ（月 2 回） ・不燃性粗大ごみ（申し込み制） 	→	<p style="text-align: center;">リサイクルプラザ</p> <p>アルミ缶、スチール缶の選別、圧縮 ビンを色別（透明、茶、その他）に分別 不燃物の破碎、金属の回収、圧縮 固形燃料化及びペレット化のため、業者に引き渡し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ビニール、プラスチック類（週 1 回） 	→	再生利用業者に売却
<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油（月 1 回） 	→	再生利用業者に売却

【下総・大栄地区】

<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ（週 2 回） ・ビン・カン（月 1 回） ・不燃ごみ（月 1 回） ・可燃性粗大ごみ（直接搬入） ・不燃性粗大ごみ（直接搬入） 	→	<p style="text-align: center;">伊地山クリーンセンター （香取広域市町村圏事務組合）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル（月 1 回） 	→	<p>緑環境リサイクルで選別・圧縮。再商品 化業者に引き渡し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油（月 1 回） 	→	再生利用業者に売却

し尿及び浄化槽汚泥については、処理量の増加に対応するため、昭和 62 年 10 月より、1 日 80kL の処理能力を有するし尿処理施設、成田浄化センターを稼動し処理にあたっています。

収集体系については、し尿は委託業者 5 社、浄化槽汚泥は許可業者 10 社で収集運搬しています。

2. 成田市一般廃棄物処理基本計画

近年、日本の廃棄物行政を取り巻く状況は日々変化しており、各種リサイクル法の制定や改正、企業の拡大生産者責任の理念の拡大、ダイオキシン類等の有害物質対策の強化、最終処分場のひっ迫、広域処理の展開、さらに京都議定書に伴う温室効果ガスの排出量の削減など、多くの課題を抱えています。こうした課題への対応として、限られた資源を有効活用し、恵み豊かな地球環境を将来に引き継ぐために、一般廃棄物の減量化とともに資源循環利用を促し、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本市の一般廃棄物の動向を見ると、廃棄物総量・リサイクル率とも横ばいで推移し、廃棄物処理に係る行政経費等もまた横ばいの傾向にあります。こうした中、合併後の課題である分別区分、ごみ処理システムの見直し・統一や、新たな処理施設の整備などに対し、速やかな対応が求められています。

こうした背景から、平成 11 年 3 月に策定した「成田市地域循環型社会構築プラン」を全面的に見直し、新たに「成田市一般廃棄物処理基本計画」を平成 20 年 3 月に策定しました。

(1) 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づく市内の一般廃棄物の処理に関する事項を定めるものであり、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の 2 編から構成されています。

国の「循環型社会形成推進基本計画」及び県の「千葉県廃棄物処理計画」との整合性を踏まえて目標値を設定しており、また、「成田市新総合計画」を上位計画とし、「成田市環境基本計画」等の市の関連計画とも整合を図っています。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 20 年度を初年度、平成 29 年度を目標年度とする 10 年間としており、その間の廃棄物処理の方向性を多角的、総合的に策定するものとします。なお、今後の社会情勢の変化と関連計画との進捗状況に対応するため、概ね 5 年ごと、また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などに随時見直しを行うものとします。

(3) 基本理念

資源を有効に活用し、環境への負荷を低減する資源循環型社会の形成

平成 12 年に施行された「循環型社会形成推進基本法」により、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進する基盤が確立されました。発生抑制 (Reduce) 再使用 (Reuse) 再生利用 (Recycle) といった 3R により、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現に向け、さまざまな取り組みが行われています。また、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」などのリサイクル関連法が施行、改正されました。

千葉県では、廃棄物の適正処理の確保にとどまらず、モノの循環をとおして資源が円滑に有効利用されるような、最終処分に依存しない社会の実現を目指しており、廃棄物の発生から処理のすべての過程において環境への負荷を極力低減する、「資源循環型社会」の構築を基本理念としています。

本市では、循環型社会形成推進基本法に示された優先順位、千葉県廃棄物処理計画に示された

方針を踏まえて、資源循環型社会構築のため、発生した廃棄物を徹底分別し、資源ごみとしての適正な循環的利用を推進することとします。

市民・事業者・行政によるパートナーシップの体制の確立

資源循環型社会形成のために、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域での取り組みを促進する必要があります。

これまでの適正処理あるいはリサイクル推進に重きを置いた廃棄物処理を重視する行政から、より上流のリデュース、リユースの促進に軸足を移した資源循環型社会を重視する行政への転換が求められます。そのためには、行政主導から、市民・事業者等関係者間の協働による体制づくりにシフトしなければなりません。積極的な情報開示、参加しやすい場の設定、情報共有のための仕組みづくり、さらには具体的な行動に向けた役割分担や責任の明確化など、関係者を巻き込むための協働による取り組み体制の確立を目指します。

(4) 数値目標

発生抑制・資源分別の観点から、ごみの中の潜在的な資源物を回収して再利用を促し、リサイクルを徹底させることを目標の軸としました。

発生抑制：平成 29 年度のごみの総排出量を 51,500 t 以下に抑制します。

排出原単位：平成 17 年度の「1,268 g/人・日」に対して、平成 29 年度の排出原単位を「940 g/人・日」に引き下げます。

資源回収：平成 29 年度のリサイクル率を 28%に引き上げます。

表 12 - 1 「成田市一般廃棄物処理基本計画」目標値

項目	現状 (平成 17 年度)	目標値 (平成 29 年度)
人口	121,139 人	150,000 人
総排出量	56,060 t	51,500 t
内処分するごみ量 (焼却又は埋立するごみ)	47,115 t	39,200 t
内資源化するごみ量 (そのまま又は選別して資源とするごみ)	8,945 t	12,300 t
排出原単位	1,268 g	940 g
内処分するごみ量	1,066 g	715 g
内資源化するごみ量	202 g	225 g
リサイクル率	25.2 %	28.0 %

3. 現 状

(1) ごみの排出量

平成 12 年度から平成 21 年度までのごみ排出量実績と推移は表 12-2 に示すとおりとなっています。ごみ収集量については平成 13 年度に大幅に減少してから平成 18 年度までは横ばい状態でしたが、平成 19 年度以降は減少傾向が続いています。

表 12 - 2 種類別ごみ収集量・搬入量の実績と推移

項目		年度	平成 12	13	14	15	16	17	
								成田 地区	下総・大栄 地区
人口	行政区域内人口(人)		95,011	95,850	97,057	97,740	98,708	100,238	20,751
委託 収集 量	焼却 対象物	年間量 (t/年)	24,013.2	24,168.3	24,612.8	24,896.4	24,600.5	25,048.3	2,843.7
		1日平均量 (t/日)	65.8	66.2	67.4	68.2	67.4	68.6	7.8
		1人1日平均量 (g/人/日)	692	691	694	698	682	684	375
	不燃 物	年間量 (t/年)	3,133.7	2,854.9	2,800.1	2,767.9	2,623.6	2,602.2	524.9
		1日平均量 (t/日)	8.6	7.8	7.7	7.6	7.2	7.1	1.4
		1人1日平均量 (g/人/日)	90	82	79	78	73	71	69
	計	年間量 (t/年)	27,146.9	27,023.2	27,412.9	27,664.3	27,224.1	27,650.5	3,368.6
		1日平均量 (t/日)	74.4	74.0	75.1	75.8	74.9	75.7	9.2
		1人1日平均量 (g/人/日)	782	772	774	775	763	756	445
許可 収集量・ 直接搬入 量	焼却 対象物	年間量 (t/年)	22,031.9	18,563.3	18,380.1	18,800.0	18,997.5	18,756.7	1,996.9
		1日平均量 (t/日)	60.4	50.9	50.4	51.5	52.0	51.4	5.5
		1人1日平均量 (g/人/日)	635	531	519	527	527	513	263
	不燃 物	年間量 (t/年)	2,311.9	1,482.2	1,598.2	1,557.0	1,489.8	1,418.0	153.3
		1日平均量 (t/日)	6.3	4.1	4.4	4.3	4.1	3.9	0.4
		1人1日平均量 (g/人/日)	67	42	45	44	41	39	20
	計	年間量 (t/年)	24,343.8	20,045.5	19,978.3	20,357.0	20,487.3	20,174.7	2,150.3
		1日平均量 (t/日)	66.7	54.9	54.7	55.8	56.1	55.3	5.9
		1人1日平均量 (g/人/日)	702	573	564	571	569	551	284
計	焼却 対象物	年間量 (t/年)	46,045.1	42,731.6	42,992.9	43,696.4	43,598	43,805.0	4,840.6
		1日平均量 (t/日)	126.2	117.1	117.8	119.7	119.4	120.0	13.3
		1人1日平均量 (g/人/日)	1,327	1,221	1,214	1,225	1,210	1,197	639
	不燃 物	年間量 (t/年)	5,445.6	4,337.1	4,398.3	4,324.9	4,113.4	4,020.2	678.2
		1日平均量 (t/日)	14.9	11.8	12.1	11.8	11.3	11.0	1.9
		1人1日平均量 (g/人/日)	157	124	124	121	114	110	90
合 計	年間量 (t/年)	51,490.7	47,068.7	47,391.2	48,021.3	47,711.4	47,825.2	5,518.9	
	1日平均量 (t/日)	141.1	129.0	129.8	131.6	130.7	131.0	15.1	
	1人1日平均量 (g/人/日)	1,485	1,345	1,338	1,346	1,324	1,307	729	

項目		年度	18		19		20		21	
			成田地区	下総・大栄地区	成田地区	下総・大栄地区	成田地区	下総・大栄地区	成田地区	下総・大栄地区
人口	行政区域内人口(人)		102,131	20,100	103,800	19,942	105,679	19,749	106,549	19,549
委託収集量	焼却対象物	年間量 (t/年)	25,342.9	2,895.7	24,999.2	2,831.3	24,765.4	2,912.9	24,356.2	2,915.8
		1日平均量 (t/日)	69.4	7.9	68.3	7.7	67.9	8.0	66.7	8.0
		1人1日平均量 (g/人/日)	680	395	658	388	642	404	626	409
	不燃物	年間量 (t/年)	2,636.1	544.1	2,561.2	512.1	2,411.7	488.0	2,369.6	457.6
		1日平均量 (t/日)	7.2	1.5	7.0	1.4	6.6	1.3	6.5	1.3
		1人1日平均量 (g/人/日)	71	74	67	70	63	68	61	64
	計	年間量 (t/年)	27,979.0	3,439.8	27,560.4	3,343.4	27,177.1	3,400.9	26,725.8	3,373.4
		1日平均量 (t/日)	76.7	9.4	75.3	9.1	74.5	9.3	73.2	9.2
		1人1日平均量 (g/人/日)	751	469	725	458	705	472	687	473
許可収集量・直接搬入量	焼却対象物	年間量 (t/年)	18,476.5	2,046.3	18,021.8	2,126.4	16,931.0	2,207.8	16,255.3	2,055.3
		1日平均量 (t/日)	50.6	5.6	49.2	5.8	46.4	6.0	44.5	5.6
		1人1日平均量 (g/人/日)	496	279	474	291	439	306	418	288
	不燃物	年間量 (t/年)	1,398.2	140.3	1,141.3	128.0	1,032.6	91.2	976.1	122.0
		1日平均量 (t/日)	3.8	0.4	3.1	0.3	2.8	0.2	2.7	0.3
		1人1日平均量 (g/人/日)	38	19	30	18	27	13	25	17
	計	年間量 (t/年)	19,874.7	2,186.6	19,163.1	2,254.4	17,963.6	2,299.0	17,231.4	2,177.3
		1日平均量 (t/日)	54.5	6.0	52.4	6.2	49.2	6.3	47.2	6.0
		1人1日平均量 (g/人/日)	533	298	504	309	466	319	443	305
計	焼却対象物	年間量 (t/年)	43,819.4	4,942.0	43,021.0	4,957.7	41,696.4	5,120.7	40,611.5	4,971.1
		1日平均量 (t/日)	120.1	13.5	117.5	13.5	114.2	14.0	111.3	13.6
		1人1日平均量 (g/人/日)	1,175	674	1,132	679	1,081	710	1,044	697
	不燃物	年間量 (t/年)	4,034.3	684.4	3,702.5	640.1	3,444.3	579.2	3,345.7	579.6
		1日平均量 (t/日)	11.1	1.9	10.1	1.7	9.4	1.6	9.2	1.6
		1人1日平均量 (g/人/日)	108	93	97	88	89	80	86	81
合計	年間量 (t/年)	47,853.7	5,626.4	46,723.5	5,597.8	45,140.7	5,699.9	43,957.2	5,550.7	
	1日平均量 (t/日)	131.1	15.4	127.7	15.3	123.7	15.6	120.4	15.2	
	1人1日平均量 (g/人/日)	1,284	767	1,230	767	1,170	791	1,130	778	

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量

平成12年度から平成21年度までのし尿・浄化槽汚泥処理の状況は表12-3で示すとおりとなっています。合併により平成17年度に処理量が大きく増加していますが、概ね減少傾向を辿っています。また、平成20年度より下総・大栄地区のし尿・浄化槽汚泥を成田浄化センターへと搬入しており、1日平均の処理量が処理能力(80kL)近くにまで増加しています。し尿及び浄化槽汚泥排出量のそれぞれの実績と推移については表12-4に示すとおりとなっています。

「浄化槽法」では、浄化槽を設置した場合、その管理者に対して保守点検及び清掃、また指定検査機関による法定検査を義務付けるとともに、不適正浄化槽の管理者に対しては事後指導を行っています。また県では、保守点検業者に対して「登録条例」に基づき適正な保守点検業務の実施を指導しています。

合併処理浄化槽設置の補助については、50人槽までを対象に昭和63年度から補助金制度を設け、適正な維持管理の推進に努めています。

表12-3 し尿・浄化槽汚泥処理の状況 (単位:kL)

年度	区分	収集人口(人)		収集量	処理別		1日平均 処理量
		くみ取り人口	浄化槽人口		処理場	その他	
平成12		7,042	20,850	23,853.1	23,853.1	-	65.4
13		6,938	19,628	23,521.4	23,521.4	-	64.4
14		5,636	20,250	22,551.1	22,551.1	-	61.8
15		5,471	20,126	21,863.0	21,863.0	-	59.9
16		5,364	18,049	21,732.0	21,732.0	-	59.5
17	成田地区	3,787	16,895	20,893.0	20,893.0	-	57.2
	下総・大栄地区	2,258	18,038	9,066.0	9,066.0	-	24.8
18	成田地区	3,539	13,598	21,504.0	21,504.0	-	58.9
	下総・大栄地区	2,181	17,917	8,995.0	8,995.0	-	24.6
19	成田地区	3,534	12,601	20,249.0	20,249.0	-	55.4
	下総・大栄地区	1,812	18,130	8,649.0	8,649.0	-	23.7
20		5,569	30,532	29,039.0	29,039.0	-	79.6
21		5,423	26,666	28,739.0	28,739.0	-	78.7

表12-4 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績と推移 (単位:kL)

年度	区分	し尿	浄化槽汚泥	合計	日量
		平成12	5,725.4	18,127.7	23,853.1
13		5,582.7	17,938.7	23,521.4	64.4
14		4,964.0	17,587.1	22,551.1	61.8
15		4,666.5	17,196.5	21,863.0	59.9
16		4,412.0	17,320.0	21,732.0	59.5
17	成田地区	4,146.0	16,747.0	20,893.0	57.2
	下総・大栄地区	2,055.0	7,011.0	9,066.0	24.8
18	成田地区	4,145.0	17,359.0	21,504.0	58.9
	下総・大栄地区	2,011.0	6,984.0	8,995.0	24.6
19	成田地区	3,767.0	16,482.0	20,249.0	55.4
	下総・大栄地区	1,733.0	6,916.0	8,649.0	23.7
20		5,543.0	23,496.0	29,039.0	79.6
21		5,169.0	23,570.0	28,739.0	78.7

表 12 - 5 合併処理浄化槽設置基数

(単位：基)

区分	年度	平成 12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	5人槽		107	112	48	60	49	72	87	96	91
6人槽		29	9	0	0	0	0	0	0	0	0
7人槽		43	43	21	52	28	54	49	25	38	46
8人槽		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10人槽		2	3	4	7	3	7	6	9	3	5
11～15人槽		0	0	1	1	1	1	0	0	1	2
16～20人槽		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21～25人槽		0	0	1	0	1	1	3	0	6	0
26～30人槽		0	2	0	2	1	0	0	1	0	2
31～40人槽		0	1	0	1	4	0	1	1	0	5
41～50人槽		1	0	0	0	1	0	0	3	0	1
合計		185	170	75	123	88	135	146	135	139	140

(3) ごみの収集量

平成2年度から家庭ごみの収集を市内全域委託収集とし、事業所ごみについては直接搬入、もしくは許可業者による収集としています。成田地区で比較すると、平成21年度の家庭ごみは平成12年度と比べ1.5%減少しているのに対し、事業所ごみは平成13年度に一旦減少してからほぼ同水準で推移した後、平成20年度から再度減少しています(平成20年度比5.2%減)。ごみの量全体では、平成12年度に比べ14.6%の減少(成田地区での比較)となっています。

表 12 - 6 ごみ収集方法別収集量・搬入量の推移

(単位：t)

年度	12		13		14		15		16	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委託	27,146.9	74.4	27,023.2	74.0	27,412.9	75.1	27,664.3	75.8	27,224.2	74.6
許可	21,190.9	58.1	17,845.5	48.9	17,840.2	48.9	18,069.5	49.5	18,362.9	50.3
直接搬入	3,152.9	8.6	2,200.0	6.0	2,138.1	5.9	2,287.5	6.3	2,124.3	5.8
合計	51,490.7	141.1	47,068.7	129.0	47,391.2	129.8	48,021.3	131.6	47,711.4	130.7

年度	17				18				19			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委託	27,650.5	75.8	3,368.6	9.2	27,978.9	76.6	3,439.8	9.4	27,560.4	75.3	3,343.3	9.1
許可	18,043.1	49.4	1,593.1	4.4	17,721.2	48.6	1,634.3	4.5	17,263.7	47.2	1,548.6	4.2
直接搬入	2,131.6	5.8	557.2	1.5	2,153.6	5.9	552.3	1.5	1,899.4	5.2	705.9	1.9
合計	47,825.2	131.0	5,518.9	15.1	47,853.7	131.1	5,626.4	15.4	46,723.5	127.7	5,597.8	15.3

年度	20				21			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委託	27,177.1	74.5	3,400.9	9.3	26,725.8	73.2	3,373.4	9.2
許可	16,093.0	44.1	1,671.3	4.6	15,254.5	41.8	1,484.9	4.1
直接搬入	1,870.6	5.1	627.6	1.7	1,976.9	5.4	692.4	1.9
合計	45,140.7	123.7	5,699.9	15.6	43,957.2	120.4	5,550.7	15.2

(4) 処理方法別処理量

収集されたごみは、有価物として回収する物以外はほとんどを焼却（収集量の約84%）しています。平成11年度からは、「ビニール・プラスチック類」の資源化（固形燃料化・ペレット化）に取り組んでいます。

焼却灰残さ（空港ごみ焼却灰を含む）は、平成14年11月までは成田クリーンパークにおいて埋立て処分していましたが、同年12月以降は、いずみ清掃工場から排出される焼却灰についてはエコセメント化や溶融固化を行っています。なお、成田クリーンパークは全ての埋立てを平成19年3月に終了しています。

また、平成20年度からは、廃食油を回収し再資源化しています。

表12-7 ごみ処理方法別処理量の推移

(単位：t)

年度 処理方法	12		13		14		15		16	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却	44,725	122.5	39,763	108.9	39,285	107.6	40,349	110.2	40,179	110.1
埋立	7,151	19.6	5,372	14.7	4,341	11.9	1,264	3.5	1,360	3.7
有価物回収	3,092	8.5	2,630	7.2	2,529	6.9	2,525	6.9	2,208	6.0
固形燃料化及びペレット化	873	2.4	2,992	8.2	3,704	10.2	3,344	9.2	3,417	9.4
エコセメント化等	-	-	-	-	1,659	4.5	5,185	14.2	4,922	13.5
廃食油回収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年度 処理方法	17				18				19			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却	40,022	109.6	4,950	13.6	39,859	109.2	5,047	13.8	39,307	107.4	5,062	13.8
埋立	1,117	3.1	1,050	2.9	1,345	3.7	1,095	3.0	1,240	3.4	1,099	3.0
有価物回収	2,122	5.8	314	0.9	2,130	5.8	263	0.7	2,037	5.6	221	0.6
固形燃料化及びペレット化	3,783	10.4	-	-	3,960	10.8	-	-	3,689	10.1	-	-
エコセメント化等	5,187	14.2	-	-	5,001	13.7	-	-	4,706	12.9	-	-
廃食油回収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年度 処理方法	20				21			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却	37,570	102.9	5,235	14.3	36,479	99.9	5,080	13.9
埋立	1,297	3.6	1,126	3.1	1,084	3.0	1,030	2.8
有価物回収	1,958	5.4	151	0.4	2,010	5.5	212	0.6
固形燃料化及びペレット化	4,086	11.2	-	-	4,053	11.1	-	-
エコセメント化等	4,615	12.6	-	-	4,532	12.4	-	-
廃食油回収	1.4	-	0.3	-	1.9	-	0.5	-

4 . 今後の対策

県では、「一般廃棄物減量化・再資源ガイドライン」、「一般廃棄物減量化・再資源マニュアル」を策定し、市町村に対して具体的な方法を示しつつ、減量化・再資源化対策を推進しています。

市では、先見性をもって廃棄物減量化・再資源化を基本とした計画的な処理を推進することが重要となります。集団回収や事業者及び住民への啓発指導等を行い、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進に努め、新たな最終処分場の設置を検討します。また、改定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適切に対処していきます。浄化槽については、合併処理浄化槽の設置の拡大を図ります。

なお、県ではごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の設置等に対し国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図っています。

(1) 一般廃棄物

ごみの排出量を抑制するため、家庭用ごみ減量器具の購入補助制度や、区、自治会や子ども会等を対象としたリサイクル運動を積極的に推進します。また、まだ使える木製家具や自転車の再生販売や、家庭系のごみ、事業系のごみそれぞれについて、資源物の分別を徹底するよう意識の高揚を図ります。また、清掃工場等の中間処理施設の整備を図り、生活環境の保全に努めます。

(2) 産業廃棄物

都市化の進展、経済の発展と相まって産業廃棄物は複雑多様化し、量もますます増加しつつあります。このため千葉県と連携のもと、排出事業者に対しては発生量の抑制、減量化、再利用化の促進を、処理業者に対しては産業廃棄物の性状に応じた適正な処理・処分を指導しています。

一方、最終処分場の延命化、県外産業廃棄物の不法投棄等の防止を目的に、平成2年2月に「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が制定され、県外排出事業者に対して事前協議を義務づけ自己処理責任を明確にするとともに、適正処理の推進に努めています。

(3) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、人目に付きにくい道路沿いや山林などで、早朝・夜間・休日等に多く発見されており、行政の監視だけでは限界があります。

そこで地元住民の方を不法投棄監視員に委嘱し、各地域をパトロールして、必要のある場合は市に通報してもらう「不法投棄監視員制度」を平成3年1月から、また、民間委託による夜間のパトロールを平成9年11月から実施しております。

さらに不法投棄が多い箇所には監視カメラを設置し、地区ごとに廃棄物不法投棄監視員設置地区看板を立てるとともに、随時パトロールを実施し、不法投棄を未然に防止するために監視の強化を図っていきます。

表 12 - 8 不法投棄回収件数

年度	平成 12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
件数	338	468	405	509	637	722	1,004	722	434	437

平成 17 年度以降は合併後の数値。